

〔本朝度量權衡考〕度本朝令ノ大小尺ハ即唐ノ大小尺ニテ、今ノ曲尺ハ其大尺ナリ、羽倉在滿ガ、  
 本朝令ノ小尺ハ、唐ノ大尺ニシテ、今ノ曲尺ナリ、本朝令ノ大尺ハ、高麗ノ度地尺ニテ、今ノ尺ナリ、  
 尺ナリト云ヘリ、此說ニ據レバ、本朝令ノ小尺ハ、唐ノ大尺ニテ、唐ノ小尺ハ、高麗ノ度地尺ニテ、  
 レドモ、モシ唐ノ大尺ハ、小尺トシタラシムニハ、義解ニ以テ、北方、唐ノ小尺ハ、度ニ廣ク、分トハ、  
 ズ、スルハ、唐ノ大尺ハ、小尺トシタラシムニハ、義解ニ以テ、北方、唐ノ小尺ハ、度ニ廣ク、分トハ、  
 本朝令ノ小尺ハ、唐ノ大尺ニシテ、今ノ曲尺ナリ、本朝令ノ大尺ハ、高麗ノ度地尺ニテ、今ノ尺ナリ、  
 據リタル小尺ハ、即唐ノ小尺ナリ、且和銅五年ニ寫シタル佛經ノ紙、唐ノ小尺ハ、度ニ廣ク、分トハ、  
 フベキ麗尺ト云フモ、有リトテモ、本朝令ハ唐令ニ因リタルニ、唐尺ハ、本朝令ノ小尺ハ、高麗尺ハ、  
 小尺ニテ、今ノ曲尺ナリ、大尺ハ、即唐ノ大尺ニテ、今ノ曲尺ナリ、唐尺ハ、本朝令ノ小尺ハ、高麗尺ハ、  
 唐ノ大尺ハ、今ノ曲尺ナリ、大尺ハ、即唐ノ大尺ニテ、今ノ曲尺ナリ、唐尺ハ、本朝令ノ小尺ハ、高麗尺ハ、  
 累黍ノ說ハ、非ナレドモ、其長サハ、大ヨリ違フベカラサレドモ、年久シク傳ヘタレバ、今ノ曲尺  
 ハ稍訛長セシモノナリ、

〔古今要覽器財〕令大尺度地尺

大寶令の大尺は令前常用にして、即今の曲尺なり、その證はのちその大尺といふ稱を設けら  
 れて、度地銀銅穀にのみ用ひられしは、文武天皇即位のはじめ、壬申擾亂の、ちの弊風をあら  
 ためられんがために、律令を制せらる、時常用の尺、全くかの唐の大尺とおなじかりし故に、  
 彼の大尺といふ字をかり用ひられしならん、皇朝の令は李唐の令をうつされしかば、その令  
 條多く唐律及び六典に合るにて、悉るべし、然れども全く李唐の制度によられしにもあらざ  
 ることは、五尺一步といふを用ひられて、二百四十歩を畝とすといふには、またがはれずして、  
 舊のごとく三百六十歩を段とせられしは、舊制三百六十歩の地をあらためらる、こと便な  
 らざりし故なるべし、大化の租稻、大寶の租稻と全くおなじきをみれば、令前の常用尺は令の  
 大尺なる事疑ひなし、もししからずば、何ぞ度地にのみ大尺を用ひられんや、これその度地銀  
 銅穀の類は、舊制にしたがはざれば、制度のあたらしき際、姦民邪曲を濫妨にいたるがゆへに、  
 大尺を用ひられて、舊のごとくなされしとみえたり、